

強制労働の廃止に関する条約（第百五号）の説明書

外務省

目次

一 概説	一
1 条約の成立経緯	一
2 条約締結の意義	一
3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4 早期国会承認が求められる理由	一
二 条約の内容	一
三 条約の実施のための国内措置	二
(参考)	三

一 概説

1 条約の成立経緯

- (1) 国際労働機関（ILO）は、政府、使用者及び労働者の三者の代表を構成員とする国際機関であり、これらの三者の間の議論を通じ、多くの国際労働基準（ILO条約及びILO勧告）を設定し、労働者の労働条件及び職業環境の向上に貢献してきた。
- (2) 強制労働の禁止はILOの主要な目的の一つであり、ILOは、昭和五年（千九百三十年）の第十四回総会において「強制労働ニ関スル条約（第二十九号）」を採択した。その後、同条約を補完するものとして、一定の類型の行為に対する制裁としての強制的な労務の禁止等を目的に、昭和三十二年（千九百五十七年）の第四十回総会においてこの条約が採択された。

2 条約締結の意義

この条約は、政治的な見解の表明等に対する制裁、労働規律の手段、同盟罷業に参加したことに対する制裁等としてのあらゆる形態の強制労働を禁止し、かつ、これを利用しないことを約束すること等を定めるものである。我が国がこの条約を締結することは、強制労働の廃止に向けた国際的な取組を促進するとの見地から有意義であると認められる。

3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

我が国は、この条約の締結により、条約第一条に規定する強制労働を禁止し、かつ、これを利用せず、その即時かつ完全な廃止を確保するために効果的な措置をとる義務を負う。

4 早期国会承認が求められる理由

この条約は、ILOにおいてその批准が強く求められている基本条約の一つであり、国内外からその早期締結が要請されている。したがって、我が国としても、可能な限り速やかにこの条約を締結することにより、強制労働の廃止に向けた国際的な取組を促進することが望ましい。また、この条約の締結に向け、国内法整備の観点から、衆議院提出「強制労働の廃止に関する条約（第百五号）」の締結のための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第七十五号）¹が令和三年（二千二十一年）六月九日に成立し、同年七月六日に施行されている。

二 条約の内容

この条約は、前文、本文十箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 強制労働の禁止等（第一条）

この条約を批准するILOの各加盟国は、次に掲げるものとしてのあらゆる形態の強制労働を禁止し、かつ、これを利用しないことを約束する。

- (1) 政治的な強制若しくは教育の手段又は政治的な見解若しくは確立した政治的、社会的若しくは経済的な制度に思想的に反対する見解を有し、若しくは表明することに対する制裁
- (2) 経済的発展の目的のために労働力を動員し、及び利用する方法
- (3) 労働規律の手段
- (4) 同盟罷業に参加したことに對する制裁
- (5) 人種的、社会的、国民的又は宗教的な差別の手段

2 強制労働の廃止のための措置（第二条）

この条約を批准するILOの各加盟国は、第一条に規定する強制労働の即時の、かつ、完全な廃止を確保するために効果的な措置をとることを約束する。

3 最終条項（第三条から第十条まで）

この条約の批准、効力発生、廃棄、改正等について規定している。

三 条約の実施のための国内措置

この条約の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参考)

1 採択 昭和三十二年六月二十五日 ジュネーブにおいて採択

2 効力発生 昭和三十四年一月十七日

3 締約国 令和四年二月一日現在 百七十四箇国

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バレーン、 Bangladesh、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、コロンビア、コモロ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、クック、クスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エスワティニ、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、モルディブ、マリ、マルタ、モーリタニア、モリシヤス、メキシコ、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、スロバキア、スロベニア、ソロモン、ソマリア、南アフリカ共和国、南スーダン、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タンザニア、タイ、トーゴ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウ

ズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ